

4 水質関係資料

表 水質1 公共用水域の水質測定項目

区分	項目	区分	項目	
環境基準項目	カドミウム	要 監 視 項 目	クロロホルム	
	全シアン		トランス-1,2-ジクロロエチレン	
	鉛		1,2-ジクロロプロパン	
	六価クロム		p-ジクロロベンゼン	
	砒素		イソキサチオン	
	総水銀		ダイアジノン	
	アルキル水銀		フェニトロチオン	
	PCB		イソプロチオラン	
	ジクロロメタン		オキシシン銅	
	四塩化炭素		クロロタロニル	
	1,2-ジクロロエタン		プロピザミド	
	1,1-ジクロロエチレン		EPN	
	シス-1,2-ジクロロエチレン		ジクロルボス	
	1,1,1-トリクロロエタン		フェノブカルブ	
	1,1,2-トリクロロエタン		イプロベンホス	
	トリクロロエチレン		クロルニトロフェン	
	テトラクロロエチレン		トルエン	
	1,3-ジクロロプロパン		キシレン	
	チウラム		フタル酸ジエチルヘキシル	
	シマジン		ニッケル	
	チオベンカルブ		モリブデン	
	ベンゼン		アンチモン	
	セレン		フェノール	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ホルムアルデヒド	
	ふっ素		そ の 他 項 目	塩化物イオン
	ほう素			塩分
	ダイオキシン類			電気伝導率
	水素イオン濃度			アンモニア性窒素
	溶存酸素	亜硝酸性窒素		
	生物化学的酸素要求量	硝酸性窒素		
	化学的酸素要求量	有機性窒素		
	浮遊物質	磷酸性磷		
	大腸菌群数	陰イオン界面活性剤		
全窒素	全有機炭素			
全磷	n-ヘキサン抽出物質			
全亜鉛	クロロフィル-a			
特定項目	トリハロメタン生成能	2-メチルイソボルネオール		
特殊項目	全クロム	ジオスミン		
	銅	濁度		
	亜鉛	トリブチルスズ化合物		
	溶解性鉄	トリフェニルスズ化合物		
	全鉄			
	溶解性マンガン			

表 水質 2 公共用水域の水質調査に係る測定機関別測定地点総括表

水域区分	測定地点数			
	測定機関			計
	大分県	国土交通省	大分市	
河川	54	25	26	105
環境基準点	29	11	6	46
湖沼	6	2	0	8
環境基準点	0	1	0	1
海域	56	0	0	56
環境基準点	51	0	0	51
計	116	27	26	169
環境基準点	80	12	6	98

表 水質 3 生活環境項目（BOD、COD）の環境基準達成率の推移

水域	類型	基準値 (mg/ℓ)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
河川 (BOD)	AA	1	2/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
	A	2	21/21	20/21	19/21	22/22	21/22	22/22	22/22	21/22	25/25	28/29
	B	3	6/6	6/6	6/6	6/8	7/8	8/8	7/8	7/8	6/6	6/6
	C	5	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
	D	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	E	10	0/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
	合計	—	31/33	32/33	31/33	34/36	34/36	36/36	35/36	34/36	37/37	40/41
達成率 (%)	—	93.9 (73.6)	97.0 (80.9)	93.9 (81.0)	94.4 (81.5)	94.4 (82.4)	100 (81.5)	97.2 (85.1)	94.4 (87.4)	100.0 (89.8)	97.6	
湖沼 (COD)	A	2	—	—	—	—	—	—	—	—	1/1	1/1
	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1/1	1/1
	達成率 (%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0 (51.2)	100.0
海域 (COD)	A	2	3/8	3/8	3/9	5/10	4/10	2/10	4/10	4/10	5/10	5/10
	B	3	5/5	5/5	4/5	7/7	7/7	7/7	6/7	7/7	7/7	7/7
	C	8	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
	合計	—	12/17	12/17	11/18	16/21	15/21	13/21	14/21	15/21	16/21	16/21
	達成率 (%)	—	70.6 (81.1)	70.6 (74.9)	61.1 (73.6)	76.2 (74.5)	71.4 (75.3)	61.9 (79.3)	66.7 (76.9)	71.4 (76.2)	76.2 (75.5)	76.2

備考 1 分母は環境基準類型指定水域数、分子は環境基準達成水域数を示す。

2 達成率は、環境基準達成水域数÷環境基準類型指定水域数×100 (%)

3 達成率の()内は、全国の公共用水域集計結果(環境省調べ)による。

4 環境基準の評価は、75%水質値により行い、当該水域内のすべての環境基準点におけるその値が環境基準値以下の場合に「達成」とした。

(3) 海域 (COD)

(単位：mg/ℓ)

水 域	類型	測定地点	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	
			75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	
周防灘	豊前地先	A	Sust-4	2.8 ×	2.4 ×	2.9 ×	2.6 ×	3.2 ×	2.6 ×	2.4 ×	2.7 ×	2.8 ×	2.7 ×
			Sust-6	2.4 ×	2.6 ×	2.7 ×	2.6 ×	2.5 ×	3.1 ×	2.4 ×	2.8 ×	2.7 ×	3.1 ×
			Sust-8	2.9 ×	2.4 ×	2.9 ×	3.4 ×	2.9 ×	3.4 ×	2.6 ×	2.9 ×	3.1 ×	3.3 ×
			Sust-12	—	—	2.4 ×	2.2 ×	2.4 ×	3.7 ×	3.2 ×	1.9 ○	2.3 ×	2.0 ○
国東半島地先	A	Sust-11	2.1 ×	2.3 ×	2.4 ×	2.4 ×	2.2 ×	2.6 ×	2.0 ○	2.1 ×	2.2 ×	2.7 ×	
		Kst-1	2.0 ○	1.9 ○	2.1 ×	2.4 ×	2.3 ×	2.6 ×	1.9 ○	2.2 ×	1.9 ○	2.0 ○	
		Kst-3	1.9 ○	1.8 ○	2.2 ×	2.3 ×	2.5 ×	2.1 ×	1.9 ○	2.1 ×	1.9 ○	2.2 ×	
別府湾	住吉泊地	C	Bst-1	3.0 ○	3.5 ○	2.8 ○	2.8 ○	2.9 ○	3.0 ○	3.9 ○	2.2 ○	2.6 ○	2.5 ○
			乙津泊地	2.8 ○	2.7 ○	2.7 ○	2.9 ○	2.3 ○	2.6 ○	4.0 ○	2.4 ○	2.3 ○	2.7 ○
			鶴崎泊地	2.2 ○	2.4 ○	2.6 ○	2.6 ○	2.3 ○	2.7 ○	3.7 ○	2.4 ○	2.1 ○	2.5 ○
	大分港	B	Bst-4	2.3 ○	2.3 ○	2.9 ○	2.2 ○	2.2 ○	1.9 ○	2.9 ○	2.8 ○	2.1 ○	2.3 ○
			Bst-22	2.2 ○	2.1 ○	2.6 ○	2.2 ○	2.0 ○	2.2 ○	2.7 ○	2.4 ○	1.9 ○	1.9 ○
			Bst-5	2.3 ○	2.2 ○	2.5 ○	2.2 ○	2.0 ○	2.6 ○	3.1 ×	2.6 ○	1.9 ○	1.9 ○
			Bst-21	2.7 ○	2.6 ○	2.8 ○	2.5 ○	2.7 ○	2.7 ○	3.1 ×	2.4 ○	2.0 ○	2.1 ○
	別府港	B	Bst-8	2.4 ○	2.6 ○	3.5 ×	2.4 ○	2.4 ○	2.4 ○	2.2 ○	2.7 ○	2.4 ○	2.4 ○
			Bst-9	1.9 ○	2.3 ○	2.9 ○	2.3 ○	2.6 ○	2.2 ○	2.6 ○	2.6 ○	2.1 ○	2.4 ○
	守江港	B	Bst-10	2.0 ○	2.0 ○	2.1 ○	2.3 ○	2.2 ○	2.3 ○	2.5 ○	2.0 ○	1.8 ○	2.1 ○
	別府湾中央	A	Bst-11	2.0 ○	2.2 ×	2.9 ×	2.3 ×	2.3 ×	1.8 ○	1.9 ○	2.4 ×	2.1 ×	1.9 ○
			Bst-15	2.2 ×	2.1 ×	2.4 ×	2.0 ○	2.5 ×	1.9 ○	2.5 ×	2.5 ×	1.7 ○	1.9 ○
			Bst-16	2.0 ○	2.0 ○	2.4 ×	2.0 ○	2.2 ×	2.0 ○	2.5 ×	2.3 ×	1.8 ○	1.8 ○
			Bst-12	1.9 ○	2.0 ○	2.5 ×	1.9 ○	2.0 ○	2.0 ○	2.3 ×	2.2 ×	1.8 ○	1.8 ○
	大野川東部	B	Bst-6	2.2 —	2.3 —	2.3 —	2.2 ○	2.1 ○	2.3 ○	3.0 ○	2.6 ○	2.1 ○	1.9 ○
			Bst-7	2.1 —	2.2 —	2.3 —	2.2 ○	1.9 ○	2.0 ○	2.6 ○	2.5 ○	2.0 ○	1.8 ○
	別府湾東部	A	Bst-17	1.8 —	1.8 —	2.3 —	2.0 ○	1.8 ○	2.1 ×	2.1 ×	1.9 ○	1.8 ○	1.7 ○
			Bst-19	1.8 —	1.9 —	2.1 —	1.8 ○	1.8 ○	2.1 ×	2.1 ×	1.9 ○	1.7 ○	1.7 ○
			Bst-18	1.8 —	1.9 —	2.0 —	1.8 ○	1.8 ○	2.0 ○	2.0 ○	1.8 ○	1.6 ○	1.9 ○
			Bst-20	1.8 —	1.9 —	2.1 —	2.0 ○	2.0 ○	2.0 ○	2.0 ○	2.0 ○	1.7 ○	1.6 ○
	佐賀関港	B	SGst-3	1.9 —	1.9 —	2.3 —	2.4 ○	1.9 ○	2.4 ○	2.0 ○	2.4 ○	1.9 ○	1.9 ○
北東部郡地先	A	Fst-1	1.4 —	<0.5 —	1.8 ○	1.7 ○	1.5 ○	1.6 ○	1.5 ○	1.7 ○	1.4 ○	1.6 ○	
		Fst-3	1.5 —	1.6 —	1.5 ○	1.6 ○	1.6 ○	2.0 ○	1.6 ○	1.8 ○	1.4 ○	1.4 ○	
		Fst-4	1.7 —	1.8 —	1.9 ○	1.9 ○	1.9 ○	1.7 ○	1.6 ○	2.0 ○	1.5 ○	1.5 ○	
白杵湾	A	Ust-2	1.7 ○	2.2 ×	2.4 ×	1.9 ○	1.9 ○	1.9 ○	2.2 ×	2.8 ×	2.1 ×	2.4 ×	
		Ust-4	1.8 ○	2.0 ○	1.9 ○	1.9 ○	1.9 ○	1.8 ○	1.9 ○	2.2 ×	1.9 ○	2.3 ×	
		Ust-5	2.0 ○	1.8 ○	2.0 ○	1.8 ○	1.9 ○	2.4 ×	2.1 ×	2.4 ×	1.9 ○	1.9 ○	
津久見湾	A	Tst-1	2.1 ×	1.9 ○	2.0 ○	2.1 ×	2.3 ×	1.9 ○	2.2 ×	2.4 ×	1.6 ○	2.1 ×	
		Tst-2	1.7 ○	1.8 ○	2.1 ×	1.8 ○	2.1 ×	1.7 ○	2.0 ○	2.1 ×	1.6 ○	1.9 ○	
		Tst-3	1.8 ○	1.8 ○	2.0 ○	1.8 ○	2.0 ○	1.9 ○	1.9 ○	2.0 ○	1.7 ○	2.0 ○	
		Tst-4	2.0 ○	2.5 ×	2.2 ×	1.8 ○	2.1 ×	2.2 ×	1.9 ○	2.0 ○	1.7 ○	2.1 ○	
佐伯湾	甲水域	C	Sst-1	2.6 ○	2.6 ○	2.3 ○	2.2 ○	2.3 ○	2.0 ○	2.2 ○	2.4 ○	2.1 ○	2.3 ○
			Sst-2	2.8 ○	2.7 ○	2.3 ○	2.2 ○	2.3 ○	2.1 ○	2.3 ○	2.5 ○	2.1 ○	2.7 ○
			Sst-3	2.4 ○	2.7 ○	2.2 ○	2.1 ○	2.1 ○	1.9 ○	2.0 ○	2.3 ○	1.8 ○	2.4 ○
	乙水域	B	Sst-4	2.1 ○	2.3 ○	2.0 ○	1.9 ○	2.1 ○	1.9 ○	2.0 ○	2.0 ○	1.9 ○	1.9 ○
			Sst-5	1.7 ○	1.9 ○	1.8 ○	1.6 ○	1.9 ○	1.9 ○	1.9 ○	1.8 ○	1.9 ○	1.7 ○
			Sst-6	1.9 ○	1.8 ○	1.7 ○	1.4 ○	1.8 ○	1.8 ○	1.8 ○	1.8 ○	1.7 ○	1.6 ○
	丙水域	B	Sst-7	2.1 ○	2.2 ○	2.2 ○	1.6 ○	2.1 ○	2.0 ○	2.4 ○	2.2 ○	2.1 ○	2.0 ○
			Sst-8	1.9 ○	2.2 ○	1.8 ○	2.0 ○	2.0 ○	2.1 ○	2.2 ○	2.2 ○	1.8 ○	2.1 ○
	丁水域	A	Sst-9	1.6 ○	2.0 ○	1.8 ○	1.6 ○	2.0 ○	1.7 ○	1.7 ○	1.8 ○	2.1 ×	1.5 ○
			Sst-10	2.1 ×	1.6 ○	1.9 ○	1.8 ○	2.2 ×	2.1 ×	2.1 ×	2.0 ○	1.9 ○	1.8 ○
	南海部郡地先	A	Nst-12※	1.5 ○	1.7 ○	1.5 ○	1.6 ○	1.2 ○	1.5 ○	1.9 ○	1.9 ○	1.3 ○	1.7 ○
Nst-4			1.4 ○	1.8 ○	1.9 ○	1.8 ○	1.6 ○	2.1 ×	1.5 ○	1.7 ○	1.8 ○	1.9 ○	
Nst-5			1.3 ○	1.7 ○	1.6 ○	1.5 ○	1.7 ○	1.5 ○	1.7 ○	1.3 ○	1.4 ○	1.4 ○	

- 備考 1 測定地点は、各水域の環境基準点である。
 2 判定欄の○は環境基準を達成、×は未達成であることを示す。
 3 ※は、平成9年度までNst-3で採水

表 水質 5 生活環境項目（全窒素、全磷）の環境基準達成率の推移

水 域	類 型	基準値 (mg/l)		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
		全窒素	全 磷							
海 域	I	0.2	0.02	—	—	—	—	—	—	—
	II	0.3	0.03	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	5/8	8/8
	III	0.6	0.05	—	—	—	—	—	—	—
	IV	1	0.09	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	—		8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	5/8	8/8
	達成率	—		100	100	100	100	100	62.5	100
	(%)	—		(72.6)	(71.8)	(82.1)	(80.3)	(84.2)		
湖 沼	III	0.4	0.03	—	—	—	—	—	0/1	1/1
	合 計	—		—	—	—	—	—	0/1	1/1
	達成率	—		—	—	—	—	—	0	100
	(%)	—		—	—	—	—	—		

備考 1 分母は環境基準類型指定水域数、分子は環境基準達成水域数を示す。

2 達成率は、環境基準達成水域数÷環境基準類型指定水域数×100 (%)

3 達成率の () 内は、全国の公共用水域集計結果（環境省調べ）による。

4 環境基準の評価は、当該水域内のすべての環境基準点における表層の年間平均値を当該水域内のすべての基準点について平均したその値が、全窒素及び全磷ともに環境基準値以下の場合に「達成」とした。

表 水質 6 環境基準類型指定状況（平成18年3月31日現在）

(1) 河川

水系等の区分	水域名	範囲	水域 類型	達成 期間	指 定 年 月 日 等 告 示
山国川水系	山国川(1)	新谷橋より上流	AA	イ	昭和48年3月31日
	山国川(2)	新谷橋より下流	A	イ	環境庁告示第21号
	津民川	全域	AA	イ	昭和62年5月15日
	跡田川	全域	A	イ	県告示第698号
県北河川	伊呂波川	全域	A	イ	平成18年3月31日
	都甲川	全域	A	イ	県告示第359号
	犬丸川	全域	A	ロ	
	駅館川	全域(津房川を含む)	A	イ	昭和49年4月1日
	寄藻川	全域	A	イ	県告示第477号
	桂川	全域	A	イ	
国東半島東部 河川	伊美川	全域	A	イ	
	田深川	全域	A	イ	平成17年3月31日
	武蔵川	全域	A	イ	県告示第469号
	安岐川	全域	A	イ	
別杵速見河川	八坂川	全域	A	イ	
	朝見川上流	観海寺橋より上流	A	イ	昭和49年4月1日
	朝見川下流	観海寺橋より下流	C	ロ	県告示第477号
大分市内河川	住吉川	全域(流入する支川を含む)	E	ハ	昭和47年4月1日
	祓川	全域	B	ハ	
	丹生川上流 丹生川下流	松本橋より上流(支川を除く) 松本橋より下流(支川を除く)	A B	イ ロ	平成11年3月31日 県告示第289号
大分川水系	大分川上流	小野鶴橋より上流(流入する支川を含む)	A	イ	
	大分川中流	小野鶴橋から府内大橋まで(流入する支川を含む)	A	ロ	昭和47年4月1日
	大分川下流	府内大橋より下流(流入する支川を含む)	B	ハ	県告示第227号
大野川水系	大野川上流	筒井大橋より上流(流入する支川を含む)	A	イ	昭和47年4月1日
	大野川下流	筒井大橋より下流(流入する支川を含む)	A	ロ	県告示第227号
	乙津川 原川	原川を除く全域 全域	A C	イ ロ	平成7年6月2日 県告示第592号
臼杵市内河川	臼杵川	全域	A	イ	昭和49年4月1日
	未広川	全域	A	イ	平成16年3月31日
番匠川水系	番匠川上流	潮止堰より上流	A	イ	
	番匠川下流	潮止堰より下流	B	ロ	昭和46年5月25日
	堅田川上流	柏江橋より上流	A	イ	閣議決定
	堅田川下流	柏江橋より下流	A	イ	平成16年3月31日
	木立川	全域	A	イ	県告示第400号
中川 中江川	中川	全域	B	イ	平成7年6月2日
	中江川	全域	B	イ	県告示第592号
筑後川水系	筑後川(1)	松原ダムより上流	AA	イ	昭和48年3月31日
	筑後川(2)	松原ダムから豆津橋まで	A	イ	環境庁告示第21号
	大肥川	全域	A	イ	
	花月川	全域	A	イ	昭和62年5月15日
	庄手川	全域	A	イ	県告示第698号
	玖珠川	全域	A	イ	
	町田川	全域	AA	イ	

(2) 湖沼

水域名	範囲	水域 類型	達成 期間	指 定 年 月 日 等 告 示
松原ダム貯水池(梅林湖)	全域	A	イ	平成15年3月27日 環境省告示第36号

備考1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

「ロ」は5年以内可及的速やかに達成

(3) 海 域

水系等の区分	水 域 名	範 囲	水域 類型	達成 期間	指 定 年 月 日 等 告 示
周 防 灘	豊前地先海域 響灘及び周防灘	別記1参照 別記2参照	A A	ハ イ	昭和49年5月13日 環境庁告示第39号
国東半島地先水域		別記3参照	A	イ	昭和50年4月1日 県告示第370号
別 府 湾	住吉泊地水域	別記4参照	C	イ	昭和49年7月1日 県告示第796号
	乙津泊地水域	別記5参照	C	イ	
	鶴崎泊地水域	別記6参照	C	イ	
	大分港水域	別記7参照	B	イ	
	別府港水域	別記8参照	B	イ	
	守江港	別記9参照	B	イ	
別府湾中央水域	別記10参照	A	3年以内		
別府湾	別府湾東部水域	別記11参照	A	イ	平成11年3月31日 県告示第289号
	大野川東部水域	別記12参照	B	イ	
	佐賀関港	別記13参照	B	イ	
北海部郡東部地先		別記14参照	A	イ	平成10年3月31日 県告示第300号
白 杵 湾		別記15参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
津 久 見 湾		別記16参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
佐 伯 湾	甲水域	別記17参照	C	口	昭和46年5月25日 閣 議 決 定
	乙水域	別記18参照	B	口	
	丙水域	別記19参照	B	口	
	丁水域	別記20参照	A	イ	
南海部郡地先水域		別記21参照	A	イ	昭和53年4月1日 県告示第336号

(4) 全窒素及び全磷に係る環境基準

水系等の区分	水 域 名	範 囲	水域 類型	達成 期間	指 定 年 月 日 等 告 示
松原ダム貯水池 (梅林湖)		全域	湖沼Ⅲ	二	平成15年3月27日 環境省告示第36号
周 防 灘	響灘及び周防灘(二)	別記22参照	海域Ⅱ	イ	平成15年3月27日 環境省告示第35号
国東半島地先		別記23参照	Ⅱ	イ	平成10年3月31日 県告示第301号
別 府 湾	別府湾(イ)	別記24参照	Ⅱ	イ	
	別府湾(口)	別記25参照	Ⅱ	イ	
北海部郡東部地先		別記14参照	Ⅱ	イ	
白 杵 湾		別記15参照	Ⅱ	イ	
津 久 見 湾		別記16参照	Ⅱ	イ	
佐 伯 湾		別記25参照	Ⅱ	イ	

備考 1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

「口」は5年以内可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

「二」は段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

※ 松原ダム貯水池の全窒素0.46mg/ℓ (暫定目標 平成20年度)

別記

No.	水域名	水域の範囲
1	豊前地先海域	大分県西国東郡香々地町長崎鼻と北九州市門司区網ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2	響灘及び周防灘	宇部市黒埼と大分県西国東郡香々地町長崎鼻を結ぶ線、下関市網代埼と北九州市八幡埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって豊前地先海域並びに昭和46年5月25日閣議決定の宇部東港、宇部本港、工業運河、栄川入江、小野田港、宇部・小野田地先海域(甲)、宇部・小野田地先海域(乙)、奥洞海、製鉄戸畑泊地、堺川泊地、洞海湾湾口部及び響灘に係る部分を除いたもの
3	国東半島地先水域	香々地町長崎鼻から杵築市白石鼻に至る陸岸の地先海域
4	住吉泊地水域	大分港住吉東防波堤燈台から大分港住吉西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
5	乙津泊地水域	大分港乙津東防波堤燈台から大分港乙津西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
6	鶴崎泊地水域	大分港鶴崎東防波堤燈台から大分港鶴崎西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
7	大分港水域	大分市白木三角点、同三角点より24度20分2,100mの地点、大分市千歳三角点より24度40分6,100mの地点、同地点から136度の線と大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結ぶ線の交点、大分市大在大野川右岸北端の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
8	別府港水域	両郡橋(別府市と大分市との境界地点)から島山山頂まで引いた線、別府市と日出町との境界陸岸地点から大崎鼻まで引いた線及び別府市と日出町との境界陸岸地点から両郡橋に至る陸岸により囲まれた海域
9	守江港水域	杵築市権現鼻と同市住吉浜燈台とを結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
10	別府湾中央水域	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結んだ線及び陸岸で囲まれた区域から守江港水域、別府港水域、大分港水域、鶴崎泊地水域、乙津泊地水域及び住吉泊地水域を除く海域
11	別府湾東部水域	杵築市白石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線及び大分市大在大野川右岸北端から佐賀関町関崎に至る海岸に囲まれた海域で、大野川東部水域及び佐賀関港の水域を除く水域
12	大野川東部水域	次の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた水域 (1)大分市大在大野川右岸北端 (2)大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結ぶ線と大分臨海工業地帯1号地北東端から10度1,800mの点と大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000mの点とを結ぶ線の交点 (3)大分市大在竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000mの点 (4)大分市と北海部郡佐賀関町との境界と海岸との交点から101度52分514mの地点から358度22分4,080mの点 (5)大分市と北海部郡佐賀関町との境界と海岸との交点から101度52分514mの点
13	佐賀関港	北海部郡佐賀関町踊鼻と同町若獅子鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた水域
14	北海部郡東部地先	北海部郡佐賀関町関崎と愛媛県佐田岬を結ぶ線から白杵市下ノ江港灯台に至る陸岸の地先海域
15	白杵湾	白杵市下ノ江港灯台から津久見市楠屋鼻に至る陸岸の地先海域
16	津久見湾	津久見市楠屋鼻から南海部郡上浦町蒲戸崎に至る陸岸の地先海域
17	佐伯湾(甲)	番匠川河口左岸と大入島トードー鼻を結ぶ線、大入島守後鼻と下り松鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
18	佐伯湾(乙)	野崎鼻と片白島南端を結ぶ線、同島、同島北端と元ヶ鼻を結ぶ線、大入島、同島トードー鼻と番匠川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
19	佐伯湾(丙)	大入島大字高松浦上浦936番地と佐伯市大字二栄漁港防波堤先端を結ぶ線、大入島、同島守後鼻と下り松鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
20	佐伯湾(丁)	南海部郡上浦町蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域であって、佐伯湾(甲)、佐伯湾(乙)及び佐伯湾(丙)に係る部分を除いたもの
21	南海部郡地先水域	鶴御崎(鶴見町と米水津村との境界陸岸地点)から大分県と宮崎県の境界陸岸地点に至る陸岸の地先海域
22	響灘及び周防灘(二)	北九州市網ノ鼻とB点(網ノ鼻から南東方22,100mの地点(北緯33度48分7秒、東経131度11分54秒))を結ぶ線、同地点とC点(B地点から東方20,600mの地点(北緯33度48分7秒、東経131度25分7秒))を結ぶ線、同地点と大分県西国東郡香々地町長崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
23	国東半島地先	西国東郡香々地町長崎鼻から杵築市白石鼻に至る陸岸の地先海域
24	別府湾(イ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域であって、鶴崎泊地、乙津泊地、住吉泊地を除いたもの
25	別府湾(ロ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻を結ぶ線、杵築市白石鼻と北海部郡佐賀関町関崎を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域
26	佐伯湾	南海部郡上浦町蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域

表 水質7 水生生物調査に係る指標生物

水質階級	指標生物	水質階級	指標生物
I きれいな水	ア ミ カ	III きたない水	イ ソ コ ツ ブ ム シ
	ウ ズ ム シ		タ イ コ ウ チ
	カ ワ ゲ ラ		タ ニ シ
	サ ワ ガ ニ		ニ ホ ン ド ロ ソ コ エ ビ
	ナ ガ レ ト ビ ケ ラ		ヒ ル
	ヒ ラ タ カ ゲ ロ ウ		ミ ズ カ マ キ リ
	ブ ユ		ミ ズ ム シ
	ヘ ビ ト ン ボ		ア メ リ カ ザ リ ガ ニ
II 少しきたない水	ヤ マ ト ビ ケ ラ	IV 大変きたない水	エ ラ ミ ミ ズ
	イ シ マ キ ガ イ		サ カ マ キ ガ イ
	オ オ シ マ ト ビ ケ ラ		セ ス ジ ユ ス リ カ
	カ ワ ニ ナ		チ ョ ウ バ エ
	ゲ ン ジ ボ タ ル		
	コ オ ニ ヤ ン マ		
	コ ガ タ シ マ ト ビ ケ ラ		
	ス ジ エ ビ		
	ヒ ラ タ ド ロ ム シ		
	ヤ マ ト シ ジ ミ		

表 水質8 瀬戸内区域及び入津

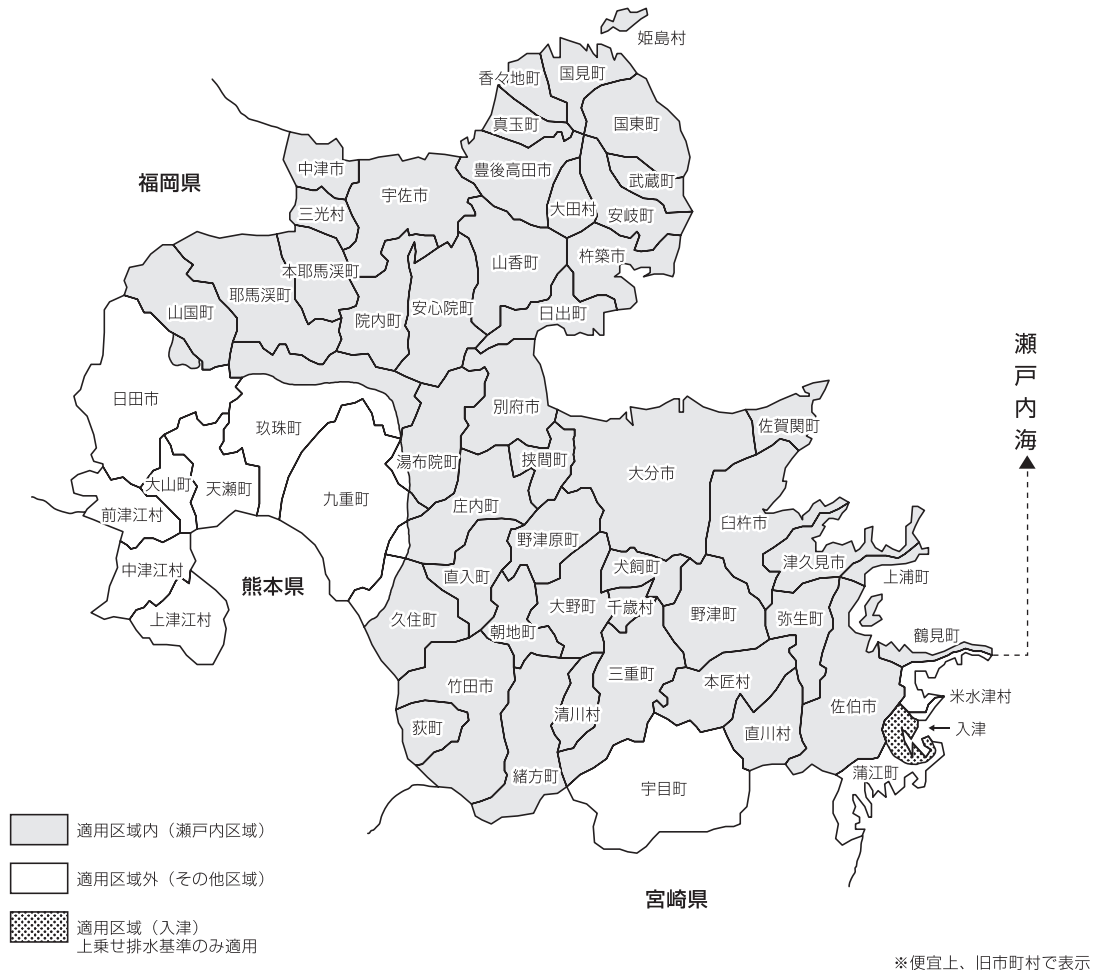


表 水質 9 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数

(平成18年3月31日現在)

水濁法施行令 表第1の号 番号	業 種 名	日平均排水量50m ³ 以上の特定事業場						日平均排水量50m ³ 未満の特定事業場						計	
		指定地域内事業場				瀬戸内 法適用 区域外 の地域	小計	瀬戸内区域内				瀬戸内 法適用 区域外 の地域	小計	特定事 業場数	瀬戸内 法許可 対象事 業場数
		大分市内		その他 の地域				大分市内		その他 の地域					
		瀬戸内 法	水濁法	瀬戸内 法	水濁法	瀬戸内 法	水濁法	瀬戸内 法	水濁法	瀬戸内 法	水濁法				
1の2	畜産農業又はサービス業			2		2		22		327	63	412	414	2	
2	畜産食料品製造業	1		4		5		8		30	7	45	50	5	
3	水産食料品製造業			6		7		14		116	8	138	145	6	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			6		4	10	28		134	101	263	273	6	
5	みそ、しょう油等製造業			4		4		4		62	19	85	89	4	
8	パン・菓子の製造業又は製あん業			2		2		3		10	3	16	18	2	
10	飲料製造業			6		4	10	9		64	9	82	92	6	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業									10	1	11	11		
12	動植物油脂製造業									2		2	2		
16	めん類製造業			1		1		11		25	5	41	42	1	
17	豆腐又は煮豆の製造業			1		1		57		210	38	305	306	1	
18の2	冷凍調理食品製造業									9		9	9		
18の3	たばこ製造業														
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業					1	1	2		5		7	8		
21	化学繊維製造業			1		1							1	1	
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業					3	3			5	12	17	20		
21の3	合板製造業										1	1	1		
22	木材薬品処理業									5	1	6	6		
23	パルプ・紙又は紙加工品の製造業	3		1		4				1		1	5	4	
23の2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業							12		3		15	15		
24	化学肥料製造業							1		1		2	2		
27	25号及び26号の事業以外の無機化学工業製品製造業			3		3		1		1		2	5	3	
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業							2				2	2		
33	合成樹脂製造業			1		1		3	1			4	5	2	
34	合成ゴム製造業							1				1	1		
37	31号から36号までの事業以外の石油化学工業	3				3		2				2	5	3	
46	28号から45号までの事業以外の有機化学工業製品製造業	1				1		2				2	3	1	
47	医薬品製造業	1				1				1		1	2	1	
48	火薬製造業	1				1							1	1	
49	農薬製造業										1	1	1		
51	石油精製業	1				1							1	1	
51の2	自動車タイヤ若しくは自動車用チューブ等製造業	1				1							1	1	
52	皮革製造業							1				1	1		
53	ガラス又はガラス製品の製造業							2				2	2		
54	セメント製品製造業							27		52	6	85	85		
55	生コンクリート製造業			5		5		23		128	21	172	177	5	
58	窯業原料の精製業			2		2							2	2	
59	砕石業			1		1	2	4		9	8	21	23	1	
60	砂利採取業							11		5	2	18	18		
61	鉄鋼業	3				3		1				1	4	3	
62	非鉄金属製造業	1				1				1		1	2	1	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業			1		1		1		8		9	10	1	

表第1の号番号 水濁法施行令別	業種名	日平均排水量50m ³ 以上の特定事業場					日平均排水量50m ³ 未満の特定事業場					計			
		指定地域内事業場				瀬戸内法適用区域外の地域	小計	瀬戸内区域内				瀬戸内法適用区域外の地域	小計	特定事業場数	瀬戸内法計可対象事業場数
		大分市内		その他地域				大分市内		その他地域					
		瀬戸内法	水濁法	瀬戸内法	水濁法			瀬戸内法	水濁法	瀬戸内法	水濁法				
63の2	空きびん卸売業							1	1	1		2	2		
64	ガス供給業又はコークス製造業									2		2	2		
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道							5		2		7	7		
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2		3			5	11		13	1	25	30	5	
66	電気めつき施設			2		1	3	6		4		10	13	2	
66の2	旅館業	3		67		33	103	2	206		1,171	210	1,601	1,704	84
66の3	共同調理場			2			2	3		9	2	14	16	2	
66の4	弁当仕出し屋又は弁当製造業							1	10		2	13	13	1	
66の5	飲食店	4		5		7	16	1	13		7	7	28	44	10
67	洗たく業			3			3	93		167	29	289	292	3	
68	写真現像業							26		79	7	112	112		
68の2	病院	4		1			5	5		7		12	17	5	
69	と畜業又はへい獣取扱業			1		1	2	1		1		2	4	1	
70の2	自動車分解整備事業							10		3		13	13		
71	自動式車両洗浄施設	1					1	260		307	57	624	625	1	
71の2	試験研究機関	1		6		1	8	1	27		60	5	93	101	8
71の3	一般廃棄物処理施設							2	2	16	2	22	22	2	
71の4	産業廃棄物処理施設	1					1	2		4		6	7	1	
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設			1			1	8		4	1	13	14	1	
72	し尿処理施設	33	7	33	62	15	150	5	6	2	13	1	27	177	73
73	下水道終末処理施設		7		22	2	31				3		3	34	
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1		1			2	4		3	1	8	10	2	
	指定地域特定施設		51		61		112		182		134		316	428	
	計	66	65	172	145	74	522	10	1,133	17	3,236	629	5,025	5,547	265

表 水質 10 排水基準の概要

種類	項目	適用事業場	適用区域	適用年月	最近の改正状況	
濃度規制	一律排水基準	有害物質 Cd、Cr6+等27項目	全特定事業場	全域	46年 6月24日	平成13年6月13日(平成13年7月1日施行) ほう素及びその化合物等3項目追加
		その他の項目 COD、BOD等15項目	日平均排水量50 m ³ 以上の特定事業場	同上	同上	平成5年8月27日(平成5年10月1日施行) 海域の窒素、磷追加
	上乗せ排水基準	COD、SS、油分	同上	瀬戸内・ 入津区域	49年 8月1日	平成14年12月24日(平成15年4月1日施行) 適用区域に入津追加
総量規制	総量規制基準	COD、T-N、T-P	同上	同上	55年 7月1日	平成14年7月19日(平成14年10月1日施行) 第5次の化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量(T-N)及びりん含有量(T-P)に係る 総量規制基準

表 水質 11 測定機関別測定地点総括表

調査区分	測定地点数			
	測定機関			計
	大分県	国土交通省	大分市	
概況調査	70	5	15	90
定期モニタリング	22	0	19	41
計	92	5	34	131

表 水質12 地下水の水質調査結果総括表

(1) 環境基準項目

(単位：本)

		一般飲用井戸			その他の井戸			合 計		
		調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数
健 康 項 目	カドミウム	25	0	0	10	0	0	35	0	0
	全シアン	25	0	0	10	0	0	35	0	0
	鉛	25	2	0	12	4	2	37	6	2
	六価クロム	25	0	0	10	0	0	35	0	0
	砒素	25	5	0	11	0	1	36	5	1
	総水銀	25	0	0	10	0	0	35	0	0
	ジクロロメタン	46	0	0	40	0	0	86	0	0
	四塩化炭素	46	0	0	40	0	0	86	0	0
	1,2-ジクロロエタン	46	0	0	40	0	0	86	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	46	0	0	40	0	0	86	0	0
	γ-1,2-ジクロロエチレン	46	0	0	40	10	1	86	10	1
	1,1,1-トリクロロエタン	46	0	0	40	0	0	86	0	0
	1,1,2-トリクロロエタン	46	0	0	40	0	0	86	0	0
	トリクロロエチレン	46	0	0	40	8	0	86	8	0
	テトラクロロエチレン	46	3	1	41	14	5	87	17	6
	1,3-ジクロロプロペン	46	0	0	42	0	0	88	0	0
	チウラム	25	0	0	11	0	0	36	0	0
	シマジン	25	0	0	11	0	0	36	0	0
	チオベンカルブ	25	0	0	11	0	0	36	0	0
	ベンゼン	46	0	0	43	0	0	89	0	0
	セレン	25	0	0	11	2	0	36	2	0
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	69	64	9	47	45	2	116	109	11
	ふっ素	25	13	0	16	11	0	41	24	0
	ほう素	43	5	0	23	10	0	66	15	0

(2) 要監視項目

(単位：本)

	飲用に供しているもの			その他の井戸			合 計		
	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数
クロロホルム	46	0	0	31	0	0	77	0	0
トランス-1,2-ジクロロエチレン	46	0	0	40	1	0	86	1	0
1,2-ジクロロプロパン	46	0	0	30	0	0	76	0	0
p-ジクロロベンゼン	46	0	0	30	0	0	76	0	0
イソキサチオン	25	0	0	9	0	0	34	0	0
ダイアジノン	25	0	0	9	0	0	34	0	0
フェニトロチオン(MEP)	25	0	0	9	0	0	34	0	0
イソプロチオラン	25	0	0	9	0	0	34	0	0
オキシシン銅 (有機銅)	25	0	0	9	0	0	34	0	0
クロロタロニル (TPN)	25	0	0	9	0	0	34	0	0
ピロピザミド	25	0	0	9	0	0	34	0	0
EPN	25	0	0	9	0	0	34	0	0
ジクロロボス (DDVP)	25	0	0	9	0	0	34	0	0
フェノブカルブ (BPMC)	25	0	0	9	0	0	34	0	0
イプロベンホス (IBP)	25	0	0	9	0	0	34	0	0
クロルニトルフェン (CNP)	25	0	0	9	0	0	34	0	0
トルエン	46	0	0	32	0	0	78	0	0
キシレン	46	0	0	32	0	0	78	0	0
フタル酸ジエチルヘキシル	25	0	0	10	1	0	35	1	0
ニッケル	25	1	0	10	2	0	35	3	0
モリブデン	25	0	0	10	0	0	35	0	0
アンチモン	25	0	0	10	0	0	35	0	0

表 水質 13 COD、T-N及びT-P総量削減計画の概要

(単位：トン/日)

COD	第 一 次		第 二 次		第 三 次		第 四 次		第 五 次	
	54年度	59年度	59年度	64年度	元年度	6年度	6年度	11年度	11年度	16年度
	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量
生活排水	21	(22)	21	19	19	17	19	17	18	16
産業排水	29	(56)	31	30	29	27	25	25	22	22
その 他	8	(7)	8	8	7	7	7	7	6	6
総 量	58	(85)	60	57	55	51	51	49	46	44

注：() 内は、計画ベースの値である。

(単位：トン/日)

T-N	第 五 次	
	11年度	16年度
	現状負荷量	削減目標量
生活排水	11	10
産業排水	8	8
その 他	22	21
総 量	41	

(単位：トン/日)

T-P	第 五 次	
	11年度	16年度
	現状負荷量	削減目標量
生活排水	0.8	0.7
産業排水	0.8	0.8
その 他	1.0	1.0
総 量	2.6	2.5

表 水質 14 瀬戸内海的环境保全に関する大分県計画の施策

施 策		内 容
水 質 汚 濁 の 防 止	1 水質総量規制制度等の実施	(1)「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の積極的実施 (2)上記施策の進捗状況及び流入負荷量の実態の把握 (3)「大分県全県域汚水適正処理構想」に基づく下水道等生活排水処理施設の効果的、計画的な整備 (4)養殖漁場における投餌量等の適正化、化学肥料の使用の低減、家畜排せつ物の適正処理等による富栄養化の防止 (5)赤潮情報伝達事業による監視通報体制の強化 (6)赤潮調査事業等による赤潮対策の調査研究
	2 有害化学物質等の規制及び把握等	(1)健康項目に係る水質環境基準の達成の維持 (2)ダイオキシン類対策特別措置法に基づく発生源の監視指導、環境基準の達成状況等汚染実態の把握 (3)P R T R 法等に基づく化学物質の排出量等の把握、管理の促進
	3 油等の汚染の防止	(1)船舶及び陸上からの油等の排出防止のための関係法令等による規制の徹底と監視取締り強化及び大分港の廃油処理施設の高度活用 (2)事故による海洋汚染の未然防止のための関係法令等による規制の徹底と監視指導の強化及び防災活動等の適切な運営 (3)排出油の流出拡大を防ぐための関係法令等による規制指導、海上災害防止センターの活用等の実施
自 然 景 観 の 保 全	1 自然公園等の保全	(1)関係法令等による規制の徹底と監視指導の強化及び公園事業、保全事業の積極的推進 (2)国立公園、国定公園、県立自然公園区域の見直し及び自然環境保全地域等の見直し
	2 緑地等の保全	(1)良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける林地の確保のための関係法令等の規制の適正な運用 (2)沿岸都市地域における緑地の確保のための都市公園設備事業、港湾環境設備事業の積極的促進、風致地区、緑地保全地区の指定及び緑のマスタープランの策定 (3)健全な森林の保護育成のための保安林整備管理事業、森林保全管理事業、緑化推進事業の積極的推進、松くい虫防除対策、治山事業の推進 (4)緑化修景のための緑化基準に即した公園緑地等の確保、緑化協定の締結等の指導
	3 史跡、名勝、天然記念物等の保全	関係法令により文化財保存の規制の徹底及び防災施設の設置、保存修理、環境整備等の積極的促進
	4 散乱ごみ、油等の除去	清掃船の積極的活用、海洋性廃棄物処理施設整備、沿岸漁業保全事業の推進及び関係法令による規制の徹底と監視取締りの強化
浅 海 域 の 保 全 等	1 藻場及び干潟の保全等	関係法令による藻場、干潟の保全のための規制措置の適切な運用、沿岸漁場整備開発事業による人工藻場造成
	2 自然海浜の保全等	(1)関係法令による自然海浜保全のための適切な運用 (2)海岸環境整備事業(養浜等)による養浜事業の積極的推進
海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮	海砂利の資源量、採取による環境影響等の調査の実施、海砂利に代わる骨材等の研究及び活用	
埋立に当たっての環境保全に対する配慮	埋立の免許承認に当たっての瀬戸内海環境保全特別措置法の運用に関する基本方針の配慮	
廃棄物処理施設の整備及び処分地の確保	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進、ごみ処理施設等の計画的な整備、事業者等に対する監視指導の強化、廃棄物の減量化、適正処理の推進	
健全な水循環機能の維持・回復	流域を単位とした漁業者、林業者等関係者間の連携強化、浅海域の保全の推進	
失われた良好な環境の回復	消失した自然海浜等の良好な環境を回復させる施策等の検討	
下水道等の整備の促進	公共下水道事業の促進、廃棄物処理施設整備事業(し尿処理施設)の推進及び高度処理施設の積極的導入、浄化槽の設置及び維持管理の適正化の徹底、合併処理浄化槽の普及促進、農業・漁業集落排水処理施設の整備促進	
海底及び河床の汚泥の除去等	除去基準を上回る底質の除去等の促進、底質浄化事業に関する調査等の推進	
水質等の監視測定	公共用水域の常時監視の拡充強化、発生源に対する水質自動測定器の整備の促進、測定体制の充実	
環境保全に関する調査研究及び技術の開発等	富栄養化の防止に資するための技術開発試験、赤潮発生時の海洋構造解明のための赤潮調査事業の推進、水質測定器及び測定技術の研究	
環境保全思想の普及及び住民参加の推進	瀬戸内海の保全についての正しい認識を高めるための広報活動の実施、ごみの不法投棄防止、浄化槽の維持管理適正化などの実践活動の普及、住民意見の反映方策の検討	

表 水質 15 水質環境基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/ℓ)

項目	基準値
カドミウム	0.01
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01
6価クロム	0.05
砒素	0.01
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
トリクロロエチレン	0.03
テトラクロロエチレン	0.01
1,3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
ふっ素	0.8
ほう素	1

備考 1 基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については最高値である。

2 NDは「検出されないこと」で、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) 要監視項目及び指針値

(単位：mg/ℓ)

項目	指針値
クロロホルム	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,2-ジクロロプロパン	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.3
イソキサチオン	0.008
ダイアジノン	0.005
フェニトロチオン(MEP)	0.003
イソプロチオラン	0.04
オキシ銅(有機銅)	0.04
クロロタロニル(TPN)	0.05
プロピザミド	0.008
E P N	0.006
ジクロルボス(DDVP)	0.008
フェノブカルブ(BPMC)	0.03
イプロベンホス(IBP)	0.008
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6
キシレン	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06
ニッケル	—
モリブデン	0.07
アンチモン	—
塩化ビニルモノマー	0.002
エピクロロヒドリン	0.0004
1,4-ジオキサン	0.05
全マンガン	0.2
ウラン	0.002

(3) 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN /100ml以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN /100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN /100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が みとめられない こと。	2mg/ℓ以上	—	
測定方法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格21に定め る方法	付表8に掲げる 方法	規格32に定め る方法又は隔膜 電極を用いる水 質自動監視測定 装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法	最確数による定 量法	X
備考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p>							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

イ

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性		該当水域
		基準値		
		全 重 鉛		
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下		
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下		
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下		
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。又、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。）		X
備考 1 基準値は年間平均値とする。				

2 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）
ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN /100ml以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN /100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びC の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上8.5以下	8mg/l以下		2mg/l以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	X
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級

イ

類型	項目	利用目的の適応性	基準値		該当水域
			全窒素	全磷	
I		自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ		水道1、2、3級（特殊なものを除く。）水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	
Ⅲ		水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.4mg/ℓ以下	
Ⅳ		水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.6mg/ℓ以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保	全	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	
測定方法			規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	X
備考					
1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。					

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水

ウ

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性		基準値	該当水域
				全 亜 鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域			0.03mg/ℓ以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域			0.03mg/ℓ以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域			0.03mg/ℓ以下	
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域			0.03mg/ℓ以下	
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。又、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。）			X
備考 1 基準値は年間平均値とする。					

3 海 域 ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)	
A	水産1級 水産自然環境保全及 びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN /100ml以下	検出されないこと	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されないこと	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表9に掲げる方法	X
備考							
<p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/ℓ)10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後、よう化カリウム溶液(10w/v%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+</p>							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

類型	項目	利用目的の適応性	基準値		該当水域
			全窒素	全燐	
I		自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
Ⅱ		水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
Ⅲ		水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
Ⅳ		水産3種、工業用水生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	
測定方法			規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	X
備考					
1 基準値は、年間平均値とする。					
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。					

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産 1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
			全亜鉛		
生物A		水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下		第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A		生物Aの水域のうち、水生生物の生息する 産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場とし て特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下		
測定方法			規格53に定める方法（準備操作は規格53に定 める方法によるほか、付表9に掲げる方法によ ることができる。又、規格53で使用する水に ついては付表9の1(1)による。）		X
備考					
1 基準値は年間平均値とする。					

表 水質 16 地下水の環境基準と地下浸透の防止に係る基準

(単位：mg/ℓ)

有害物質の種類	地下水の環境基準	地下浸透の防止に係る基準	
	(平成9年環境庁告示第14号)		
カドミウム及びその化合物	0.01	検出されないこと	(0.001)
シアン化合物	検出されないこと	〃	(0.1)
鉛及びその化合物	0.01	〃	(0.005)
六価クロム化合物	0.05	〃	(0.04)
砒素及びその化合物	0.01	〃	(0.005)
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	〃	(0.0005)
アルキル水銀化合物	検出されないこと	〃	(0.0005)
P C B	検出されないこと	〃	(0.0005)
ジクロロメタン	0.02	〃	(0.002)
四塩化炭素	0.002	〃	(0.0002)
1,2-ジクロロエチレン	0.004	〃	(0.0004)
1,1-ジクロロエチレン	0.02	〃	(0.002)
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	〃	(0.004)
1,1,1-トリクロロエタン	1	〃	(0.0005)
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	〃	(0.0006)
トリクロロエチレン	0.03	〃	(0.002)
テトラクロロエチレン	0.01	〃	(0.0005)
1,3-ジクロロプロペン	0.002	〃	(0.0002)
チウラム	0.006	〃	(0.0006)
シマジン	0.003	〃	(0.0003)
チオベンカルブ	0.02	〃	(0.002)
ベンゼン	0.01	〃	(0.001)
セレン	0.01	〃	(0.002)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	—	
ふっ素	0.8	—	
ほう素	1	—	

備考：地下浸透の防止に係る基準の欄の（ ）内の数値は、検出されるとする濃度である。

表 水質17 水質関係公害防止協定値

企業名	締結(改正)年月	排水基準値 (pHを除きmg/ℓ)						負荷基準値 (kg/日)						備考							
		濃度	化学的酸素要求量	質量浮遊物	ノキ物質マンル抽出量	全窒素	全りん	フェノール	シアン	残留塩素	化学的酸素要求量	質量浮遊物	ノキ物質マンル抽出量		全窒素	全りん	フェノール	シアン	排水基準値 (mg/ℓ)	負荷基準値 (kg/日)	
新日本製鐵(株) 大分製鐵所	H18.3	6号	4・9号	4号	4・9号	4号	4・9号	0.05	ND	2,300	7,000	400	7,500	640	25	30	溶解性鉄 4号 ふっ素 5・6・9号 ふっ素 取・排水温度差 7°C以下	1 4 1.5	溶解性鉄 1,300 ふっ素 2,000		
		7.5~8.6 4・5・9号 7.0~8.6	10 5号 5 6号	20 8 5	1 5・6号	12 5・6号 8	0.8 5・6号 0.5	0.05	ND	2,300	7,000	400	7,500	640	25	30					
(株) 興人 佐伯工場	S50.8	5.5~8.5	130 (100)	65 (50)	—	3.3* (2.5)	—	—	13,500	6,750	—	338*	54*	—	—	—	BOD ふっ素 ジクロロメタン ほう素 ダイオキシン類 トルエン フェニトロチオン 銅含有量 ネトラクロロエチレン 1,2-ジクロロエタン	20(15) 7(6) 0.04 3 2 1.2 0.006 1 0.02 0.012	BOD ふっ素 ジクロロメタン ほう素 ダイオキシン類 トルエン フェニトロチオン 銅含有量 ネトラクロロエチレン 1,2-ジクロロエタン		
住友化学工業(株) 大分工場	H13.12	5.8~8.6	45 (40)	25 (20)	0.5	10 (8)	5 (3)	0.2	—	3,400	1,700	—	680	255	—	—	—	—	BOD ふっ素 ジクロロメタン ほう素 ダイオキシン類 トルエン フェニトロチオン 銅含有量 ネトラクロロエチレン 1,2-ジクロロエタン	20(15) 7(6) 0.04 3 2 1.2 0.006 1 0.02 0.012	BOD ふっ素 ジクロロメタン ほう素 ダイオキシン類 トルエン フェニトロチオン 銅含有量 ネトラクロロエチレン 1,2-ジクロロエタン
		5.8~8.6	75	35	1	7	0.5	0.4	—	3,400	1,540	45	300	18	15	—	—	—	BOD ふっ素 ジクロロメタン ほう素 ダイオキシン類 トルエン フェニトロチオン 銅含有量 ネトラクロロエチレン 1,2-ジクロロエタン	20(15) 7(6) 0.04 3 2 1.2 0.006 1 0.02 0.012	BOD ふっ素 ジクロロメタン ほう素 ダイオキシン類 トルエン フェニトロチオン 銅含有量 ネトラクロロエチレン 1,2-ジクロロエタン
王子製紙(株) 大分工場	H14.11	5.8~8.6	75	35	1	7	0.5	0.4	—	3,400	1,540	45	300	18	15	—	—	—	BOD ふっ素 ジクロロメタン ほう素 ダイオキシン類 トルエン フェニトロチオン 銅含有量 ネトラクロロエチレン 1,2-ジクロロエタン	20(15) 7(6) 0.04 3 2 1.2 0.006 1 0.02 0.012	BOD ふっ素 ジクロロメタン ほう素 ダイオキシン類 トルエン フェニトロチオン 銅含有量 ネトラクロロエチレン 1,2-ジクロロエタン
		5.8~8.6	6	8 (4)	0.5	2 (1)	0.4 (0.2)	0.03	ND	3,523	4,526	260	1,178	260	—	—	—	—	取・排水温度差 7°C以下		
昭和電工(株) 及びそのグループ各社	H9.7	10号排水口 6.0~8.6	15 (10)	15 (11)	1	20 (12)	3 (2)	0.5 (0.2)	—	43.2	47.5	4.3	51.8	8.6	0.9	—	—	—	取・排水温度差 7°C以下		
		6.0~8.6	15 (10)	15 (10)	1	12 (10)	2 (1)	0.1	ND	156	156	15.6	156	15.6	1.6	—	—	—	取・排水温度差 7°C以下		
九州石油(株) 大分製油所	H9.4	6.0~8.6	15 (10)	15 (10)	1	12 (10)	2 (1)	0.1	ND	156	156	15.6	156	15.6	1.6	—	—	—	取・排水温度差 7°C以下		
		6.0~8.6	10	10 (7)	1	30 (20)	3 (2)	—	—	1.2 11.2 3号系列 10.8	11.2 12.6	1.6 1.8	32 36	3.2 3.6	—	—	—	—	取・排水温度差 7°C以下		
九州電力(株) 新大分火力 発電所	H7.7	1・2号系列 5.8~8.6 3号系列 5.8~8.6	10 (7)	10 (7)	1	30 (20)	3 (2)	—	—	1.2 11.2 3号系列 10.8	11.2 12.6	1.6 1.8	32 36	3.2 3.6	—	—	—	—	取・排水温度差 7°C以下		
		5.8~8.6	10 (7)	10 (7)	1	30 (20)	3 (2)	—	—	1.2 11.2 3号系列 10.8	11.2 12.6	1.6 1.8	32 36	3.2 3.6	—	—	—	—	取・排水温度差 7°C以下		
日鉱金属(株) 佐賀精錬所	H8.6	5.8~8.6	15 (6)	30 (10)	1	3 (1.5)	0.6 (0.3)	—	—	1,520	2,533	126	380	76	—	—	—	銅 亜鉛 カドミウム 砒素 鉛 セレン	1(0.6) 5(3) 0.01 0.1 0.1 0.1		
		5.8~8.6	15 (6)	30 (10)	1	3 (1.5)	0.6 (0.3)	—	—	1,520	2,533	126	380	76	—	—	—	銅 亜鉛 カドミウム 砒素 鉛 セレン	1(0.6) 5(3) 0.01 0.1 0.1 0.1		
太平洋セメント(株) 大分工場 大分工場	S47.6	6.0~9.0	—	50	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			

備考1 () 内は、日間平均値である。
備考2 全窒素、全りんのうち*印のついていいるものは、それぞれアンモニウム態窒素、リン酸態りんである。